



災害時要援護者避難支援事業 を実施しています

～地域ぐるみの支援にご協力をお願いいたします～

平素は市行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

近年多発する風水害や土砂災害などの自然災害により、一人での避難行動が難しい高齢者や、重い障がいを持つ方などが被害に遭われるケースが多く見られます。

生駒市では、そのような方の逃げ遅れやそれにとまなう被害を少しでも減らすため「災害時要援護者避難支援事業」を実施しています。

この事業は、自然災害（原則として風水害や土砂災害を想定）により避難しなければならない場合に、「自力や家族での対応が困難で第三者の助けが必要」と意思表示された方（災害時要援護者）に対して、地域での助け合い（共助）による支援体制を整備するものです。

災害による被害を軽減するための地域ぐるみの支援に、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

- ◇災害時要援護者避難支援事業について…生駒市高齢施策課
(TEL : 74-1111 (内線 767) FAX : 75-4879)
- ◇生駒市の総合的な災害対策について…生駒市防災安全課
(TEL : 74-1111、(内線 255) FAX : 74-9100)



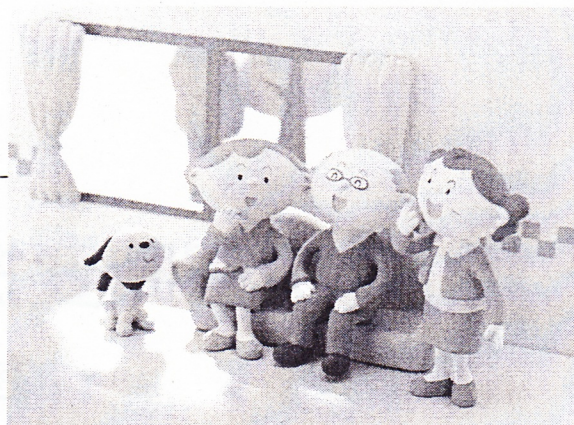
裏面もごらんください⇒

具体的にはいつから何をするの？

8月初旬以降に、貴自治会区域にお住まいの新規対象者（下の囲み「調査票の送付対象者は？」参照）に、市役所から調査票を送付します。

調査票で「自然災害時に避難しなければならない場合、自力や家族での対応も困難で第三者の助けが必要」と意思表示され、個人情報の提供に同意された方を台帳に登録し、自治会等のご協力のもと、避難支援員を選定していただき、「個別支援計画書」を作成します。

「個別支援計画書」の作成にあたっては、自治会等、地域の関係者の方が災害時要援護者の方のお宅へ訪問して、必要事項の聞き取りなどを行っていただきます。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。



調査票の送付対象者は？

次のいずれかに該当する方です。

◇70歳以上の一人暮らしの方
（民生児童委員の調査に基づく該当者）

◇要介護3以上の認定を受けている方

◇障害者手帳の交付を受けている方
（身体1・2級、療育A、精神1級）

◇難病患者の方（郡山保健所へ要援護者台帳の登録をしている方）

※なお、上記以外で災害時の避難支援を希望される方は、市役所高齢施策課へお問い合わせください。

避難支援員は何をするの？

災害発生時に、災害時要援護者の方への情報の伝達や避難時の手助けをお願いすることとなります。災害時要援護者お一人に対して、近隣でお二人の避難支援員のご協力をお願いしています。

<イメージ>

災害時要援護者

（平常時）
近所づきあい



災害時の
避難支援が必要です

（災害時）
・安否確認
・避難情報を提供してほしい
・避難の支援をしてほしい

近隣住民
（避難支援員）



できる範囲で支援します

※「避難支援員」は災害時、まず自分や家族の安全を確保したうえで支援を行うもので、法的な義務や責任を負うものではありません。



※この事業は、地域住民のご協力によって成り立っています。災害時要援護者に登録されている方の状況に変更があった場合（死亡、転出、転居、施設入所、長期入院など）は、市役所高齢施策課か自治会へご連絡ください。